

2016年2月19日

内閣総理大臣
安倍晋三様

公務員労働組合連絡会
議長 石原富雄



要 求 書

貴職におかれでは、日頃の公務員人事行政に対するご尽力に敬意を表します。

さて、公務員労働者は、公務・公共サービスに対する国民の期待に応えるため、それぞれの持ち場で自らの職務に全力を尽くしています。しかし、その勤務環境は、定員の削減が継続的に行われるもとで、業務の遂行に必要な要員が恒常に不足し、超過勤務も一向に改善の見通しがないなど厳しいものとなっています。定員問題は、職員の希望通りの再任用が実現されず、その能力や経験が十分に活用されていないことの一因ともなっています。

良質な公務・公共サービスを確実に提供していくためには、人材確保の観点も含めて、従事するものの士気を確保する賃上げによる処遇の改善が何よりも求められます。連合は「底上げ・底支え」、「格差是正」のスローガンのもと、非正規労働者の労働条件の改善に重点的に取り組んでおり、公務においても非常勤職員等の抜本的な処遇の改善を実現しなければなりません。公務・公共部門に働くものすべての雇用の安定、職務に相応しい労働条件を確保することが喫緊かつ重要な課題です。

公務員連絡会は、連合に結集し、すべての働く者の処遇改善、「底上げ・底支え」「格差是正」「経済の好循環実現」と、「働くこと」の価値を高め「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」が保障される「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、2016春季生活闘争を進めており、下記の通り2016年春季の要求を提出します。貴職におかれでは、要求事項の実現に向けて、中央人事行政機関として最大限努力されるよう要求します。

記

1. 総人件費について

- (1) 公共サービス基本法に基づいて良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるよう、公務員等公共サービス従事者の社会的に公正な賃金・労働条件を確保することとし、環境整備を図ること。
- (2) 事務・事業の円滑な遂行とディーセント・ワークを保障するとともに、雇用と年金を確実に接続させるため、必要な定員を確保すること。

2. 2016年度賃金について

- (1) 公務員労働者の2016年度賃金については、引き上げること。
- (2) 超過勤務手当の全額支給の実現、独立行政法人等を含めた公務員給与の支給に必要な財源の確保に努めること。

3. 非常勤職員等の雇用、労働条件の改善について

- (1) 非常勤職員制度の抜本的改善をめざし、公務員連絡会が参加する検討の場を設置し、政府全体として解決に向けた取組みを推進すること。当面、非常勤職員制度について、法律上明確に位置付けることとし、勤務条件等について常勤職員との均等待遇の原則に基づいて、関係法令、規則を適用すること。
- (2) 非常勤職員の給与については、引き続き「非常勤職員給与決定指針」を遵守するよう各府省を指導するとともに、2016年度については1時間当たり37円引き上げること。
- (3) 期間業務職員制度について、当該職員の雇用の安定と処遇の改善となるよう、適切な運用に努め、必要な改善措置を講じること。あわせて、常勤職員と同等の勤務を行っている期間業務職員の給与を「均等待遇の原則」に基づき抜本的に改善すること。

4. 労働時間、休暇及び休業等について

- (1) 公務における年間総労働時間1,800時間体制の確立と、ライフステージに応じ、社会的要請に応える休暇・休業制度の改善・拡充などを実現すること。
- (2) 政府全体として超過勤務縮減のための体制を確立し、事前の超過勤務命令の徹底、IT等を活用した厳格な勤務時間管理を直ちに実施すること。
- (3) 新たに超過勤務縮減目標等を設定し、より実効性のある超過勤務縮減策を着実に

実施することとし、その具体化に向けて公務員連絡会と協議すること。

- (4) 公務における本格的な短時間勤務制度の具体的検討に着手すること。

5. ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の労働権確立について

- (1) 公務職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進及び女性の労働権確立を人事行政の重要課題として位置付け、政府全体として積極的に取り組むこと。
- (2) 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（以下「取組指針」という）に基づく各府省の行動計画の着実な実施に向け、積極的な役割を果たすこと。なお、取組指針の見直しを行う場合には、公務員連絡会との十分な交渉・協議、合意に基づいて行うこと。

6. 高齢者雇用施策について

- (1) 雇用と年金の接続について、当面は、2013年3月26日の閣議決定に基づき、職員の希望通りの再任用を実現するとともに生活水準を確保すること。
- (2) 職員に希望通りの再任用を保障するため、必要な定員の確保に向け、弾力的扱いなどについて公務員連絡会と十分交渉・協議すること。
- (3) 人事院の意見の申出等を踏まえ、年金支給開始年齢が63歳になるときまでに確実に定年延長を実現することとし、公務員連絡会との交渉・協議に基づいて具体的措置を講じること。

7. 福利厚生施策の充実について

- (1) 公務員の福利厚生を勤務条件の重要事項と位置付け、職員のニーズ及び民間の福利厚生の正確な実態把握に基づき、その抜本的な改善・充実を図ること。
- (2) 「国家公務員健康増進等基本計画」の着実な実施を図るため、政府全体としての実施体制を確立し、使用者としての責任を明確にして積極的に対応すること。
- (3) 心の健康づくりについては、管理職員の意識改革はもとより勤務条件や職場環境の改善など総合的に取り組むこととし、ストレスチェックを確実に実施するとともに、カウンセリングや「試し出勤」など復職支援施策を着実に実施すること。
- (4) 福利厚生の重要な施策であるレクリエーションについて、予算及び事業が休止されている実態を重く受け止め、その理念の再構築と予算確保や事業の復活に努めること。

8. 公務員制度改革について

ILO勧告に則り、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度を確立するため、国家公務員制度改革関連四法案（2011年6月3日国会提出）における措置について、国家公務員法等改正法案の附帯決議（2014年3月12日衆議院内閣委員会及び同年4月10日参議院内閣委員会）に基づく、公務員連絡会との合意により実現すること。

9. その他の事項について

- (1) 改正障がい者雇用促進法の2016年4月施行を踏まえ、障がい者雇用を一層促進することとし、必要な職場環境の整備等を行うこと。
- (2) 国が民間事業者等に業務委託や入札等により、事務・事業の実施を委ねる場合においては、公正労働基準の遵守を必要条件とすること。

以上